

第 13 回津地区合併協議会（法定）

会議録（要旨）

日 時 平成 15 年 11 月 6 日（木）午後 6 時 00 分～午後 7 時 43 分
場 所 久居市総合福祉会館 大集会室
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、渡邊悌爾委員、織田深雪委員、木下美佐子委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

皆さん、こんばんは。今日は第 13 回の協議会でございます。今日もこんな夕刻の時間に、お忙しい中ご参集をいただきまして厚くお礼を申し上げます。もう 11 月になってしまいました。結構秋になりましたけれども、全国的にも合併論議が盛んになってまいりまして。いろいろ新聞等で情報に接します。市町村数も 3,300 というふうに、我々日本の市町村数を申し上げておりましたけれども、今、3,108 になったんでしょうか。そんな様子であります。本県もご承知のように、来月の 12 月 1 日には平成の合併県内第 1 号というんでしょうか。いなべ市が誕生する予定でございます。桑名も四日市もそれから伊賀地域も松阪も伊勢も、それぞれ、そういった議論がされております。こんなふうに思っております。私どもの協議会ですけれども、新市のまちづくり計画でありますとか、料金関係なんか、住民の皆さんに、非常に関心の高い項目ということが調整の内容になってまいりました。引き続き活発なご議論をお願いをいたしたいと、こんなふうに思います。それで、今日の議事でございますが、報告事項が 7 件。それから、前回提案をさせていただきました協議事項が 3 件ございます。それから、新市のまちづくり計画、これは修正原案につきまして、ご意見をお伺いするということと、今日は新市まちづくり事業の、今まで少し議論の中で、ペンディングになっておりました主な事業と、それから財政計画につきまして、ご提案を申し上げます、こういうことになっております。この主な事業と財政計画というのは、これからの形を考えていただく非常に大切な部分でございますので、また、よろしく願いを申し上げます。それでは、あたまのご挨拶はこの程度にいたしまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございます。それでは、会議次第 3 に入ります前に、協議会規約第 9 条 2 項におきまして、会長は会議の議長となるとありますので、恐れ入りますが、会長、議長席まで移動をお願いいたします。これより、会議の進行を議長に移させていただきます。なお、本日、第 3 号委員の鈴木委員からご欠席という連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。では、会長よろしく願いいたします。

会 長 それでは、津地区合併協議会規約第 9 条第 2 項の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。議事運営に格別のご協力を、お願いを申し上げます。それでは、本日の議事に入ります。今日の会議は 24 人の出席で協議会規約第 9 条第 1 項の規定を満たしまして会議が成立していますことを、まず、ご報告を申し上げます。次に、今日の

会議録の署名委員を、お願いをいたします。では、河芸町長の長谷川委員さん、お願いをいたします。それから、美里村議会の市町村合併調査特別委員長の永田委員さん、お願いをいたします。それから、3号委員から、本多委員さん、お願いをいたします。お三名にお願いをいたします。まず、それでは、報告事項につきまして、事務局から一括して説明をさせたいと思います。はい、それでは。

3 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第46号 総務・企画部会総務分科会の事務事業調整方針について
- ・報告第47号 総務・企画部会公文書分科会の事務事業調整方針について
- ・報告第48号 総務・企画部会出納審査分科会の事務事業調整方針について
- ・報告第49号 財務部会財政分科会の事務事業調整方針について
- ・報告第50号 財務部会議事等分科会の事務事業調整方針について
- ・報告第51号 財産管理部会契約分科会の事務事業調整方針について
- ・報告第52号 財産管理部会財産管理分科会の事務事業調整方針について

資料に基づき事務局長から一括して報告

会 長 事務局の説明は以上です。46号から52号までについて、ご説明を申し上げました。何かご質問がございましたら、よろしゅうございますか。特にございませんようでしたら、46から52まで、説明をいたしました内容でご承認をいただきますでしょうか。
(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、原案どおり承認といたします。報告事項につきましては、以上のとおりです。

(2) 協議事項

・協議第36号 消防団の取扱いについて

会 長 次に、今日の協議事項に入らせていただきます。まず、協議第36号、消防団の取扱いについてをご協議をお願いをいたしたいと思います。この内容でございますが、非常勤の非常備消防の消防団の組織に関する事と消防団の報酬、それから報償に関する事とあります。まず、消防団の組織に関する事ですが、調整の内容といたしまして、新たに制度を制定する、合併と同時となっております。具体的な内容といたしましては、消防団、分団、定員、階級等の組織は現行のまま新市に移行をいたします。そして、組織の連絡調整役といたしまして、各団長の互選により、統括団長、副統括団長、それから津及び久居方面団長を設置する予定です。消防団員の定数は現在の各市町村の定数の合計として、これは2,287人になりますが、2,287とし、体制は10消防団本部、64分団体制となります。その他の細かい事務につきましては、津市の例により調整をするという内容となっております。続きまして、消防団の報酬、報償に関する事とあります。調整の内容は、報酬につきましては、現在の10市町村の現行消防団予算の範囲内で加重平均を元に調整をすることにいたしまして、5年間の激変緩和措置を講じるということとあります。それから、費用弁償につきましても、現行予算内で加重平均を元に調整をするものです。退職報償金、それから公務災害補償につきましては、津市の例により調整することといたしております。次に、分団活動費につきましては、廃止いたしまして、費用弁償として支給するものです。以上が、内

容の概要でございますが、このことにつきまして、なお、ご質疑等がございましたら、お願いをいたしたいと思っております。はい、結城村長さん、どうぞ。

結城委員 美杉村の結城でございます。ただ今、調整をいただいております協議第 36 号の 125、消防団の報酬、報償に関する件について、ひとこと申し上げたいと思っております。先に、結論だけ申し上げますと、私の方で協議をいたしました、この原案了承。そういうことでございますので、先に申し上げておきたいと思っております。私の方見ていただきましたとおり、大幅な減額になる訳でございます。そういうことの救済として、5年間の激変緩和措置、そういう配慮をいただいております、そのことは理解をすることでございます。ご承知のように美杉村、非常に若者が少のうございまして、団員確保というのに、特に苦勞しているという現実がございます。一度役職に就いて団員が確保できないということから、また、一般団員に戻って入っていただいております。そういうような実態もございまして、現実には、定数が 400 名でございますが、現実には 352 名しかないというのが現実でございます。広い面積、山林火災に対応とか、台風に対応というのは、やはり、400 名は必要やるとそういう認識をしております。そういうとこの中で、この調整案で、新市でスタートしていただくとしても、今後もその後においても、十分、いろいろとご検討をいただきたい。そういうふうをお願いをしておきたいと思っております。以上でございます。

会 長 はい、ありがとうございます。調整内容ご承知の上でのご意見でございましたので、それぞれ、担当部会も今の村長さんのご意見をお伺いしたと思っております。お伺いした上で、何か申し上げることがありましたら、部会長さんなり、お願いをいたしますが、どうですか。はい、どうぞ。

消防部会 消防部会長の永井でございます。先ほどのご意見でございますけれども、消防部会としまして、今後、分科会、部会におきまして、詳細部分の調整を行う予定でありますが、その際にも消防団が地域防災の要となる重要な組織であるという認識の元、各市町村の地域の事情を最大限に考慮させていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほど、お願いします。

会 長 よろしゅうございますか。はい。それでは、他、いかがでございましょうか。はい、一志町さん、どうぞ。豊田さん。

豊田委員 一志町の豊田でございます。ちょっと、2点ほど、お伺いいたしたいんでございますが、121 の消防団の組織に関することに関係するんだと思うんでございますけれども、実は、私も近隣市町村からの応援協定というのがございますけれども、この応援協定につきましては、新市になりまして、そういうような形が取られるんであるかどうかということが1点でございます。もう1点は消防団員数、ここに載せていただいておりますように、定員 2,287 人というふうに乗せてもらってございますけれども、先ほどの結城村長さんのお話もございましたんですが、各地域によっては、当然いろいろな現状によりまして、差があると思っておりますが、そのような経過も重んじて、この各 10 消防団の定員を明文化をしてはどうかというような意見がございましたので、そこらへん、ひとつ、お伺いしたいと思うんです。

会 長 答えてもらいますが、豊田さん、応援協定というのは、今度合併するメンバー以外の所と、例えば嬉野町とか、そういった所としてらっしゃるということですね。はい。じゃ、お願いします。今の2つ。はい、永井さん。

消防部会 永井でございます。1点目の応援協定の関係でございますけれども、これにつきましては、新市長と現在の相手方と応援協定を提携する方向で調整をしてみたいと思っております。2点目でございますが、消防団の定数に関しましては、消防団員定数につきましては、平成 15 年 4 月 1 日現在の数をそのまま合計した 2,287 人で、新市に移行するとの調整を行いました、各市町村の定員はこれまでの歴史的な経緯と地域の必要

に応じて、定められてきているとの認識をしておりますので、この市町村枠のまま、新市に移行していきたいと考えております。よろしくご理解のほど、お願いします。

会 長 ご質問、どこかで、ちゃんと決めておいたらってことですね。細かく、分団ごとというか、団ごとにとか。というご質問なんです。

消防部会 はい、そうです。各団としての枠での、考えております。

会 長 団ごとに決める訳ですね。

消防部会 現在のままの枠で、組織枠で移行していこうと、考えております。

会 長 まあ、移行は移行だけ。何人、何人と決めておく。

消防部会 今、現在の定数枠がございますので、その枠を。

会 長 どこかに決まっているのかな。

消防部会 各市町村の条例がございます。その条例枠の中で、そのまま移行していきたいと。

会 長 お聞きになったとおり、よろしゅうございますか。はい。いかがでございましょうか。他ございませんようでしたら、今のご意見も特に覚えがないようでしたら、2項目の調整案につきまして、よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、協議第36号の消防団の取扱いに関しましては、協議の結果、原案どおりの内容で確認いたします。

・協議第37号 各種事務事業の取扱いについて
消防防災関係(その3)

会 長 次に、協議第37号、各種事務事業の取扱いについての協議をお願いいたします。これは、常備消防の組織に関するこのうち、消防署に関する事、それから、消防行政担当区域に関する事、それから消防相談に関する事でございます。調整の内容といたしましては、新たに制度を制定する、合併と同時ということになっております。調整の具体的な内容といたしまして、消防署の配置につきましては、4消防署、6分署、4分遣所とするものです。また、消防行政担当区域に関する事、それから、消防相談に関する事につきましては、津市の例により調整するという事になっております。このことにつきまして、ご質疑がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 特にご意見、ご質疑もないようでございますので、それでは、この項目の調整案につきまして、ご異議なしということで進めます。

協議第37号、各種事務事業の取扱いについて、消防防災関係、その3については、原案どおりの内容ですね。

・協議第38号 各種事務事業の取扱いについて
生涯学習関係(その3)

会 長 続きまして、協議第38号、各種事務事業の取扱いについて、生涯学習関係、その3について、協議をお願いいたします。図書館の運営に関する3項目でございます。まず、図書館運営方法、これは、開館時間、休館日、利用規則等でございますが、それにつきましての調整内容は新たに制度を制定する、合併と同時となっております。具体的な内容といたしましては、利用資格につきましては、合併時から数年程度で統

一の方向で調整をいたします。それから、開館時間につきましては、それぞれの図書館のこれまでの利用特性の点から現行のままといいたしますが、土、日につきましては、午前9時から午後5時で統一をしたらいかがでしょうかということであります。それから、休館日につきましては、情報、それから図書館間の圖書の物流、職員体制管理上の問題から、統一の方向で調整をいたします。続きまして、館内のサービスにつきましては、合併後は各図書館の実情に即しながら、サービスの内容を統一しようとするものです。館外サービスの調整の内容といたしましては、新市に移行後も当分の間、現行のとおりとして、随時調整をしていこう。これも合併後3年程度、この間にの考え方です。調整の具体的内容といたしましては、合併後は各図書館の実情に即しながら、サービスを統一するよう調整をする。以上のような内容でございますが、非常に細かい内容でもございますので、ご質疑等がございましたら、それぞれ、担当から、また、お答えを申し上げますので、どうぞ、お話しください。はい、どうぞ。河芸町さん。

水谷委員 河芸町の方で少しこの問題について、話し合ったんですが、中味について、サービスの問題で特に、新しく新書を購入するということが具体的にこの中で、検討されておったんだろうかどうかなあというような話も出てまいりまして、財政のかかる大きな問題がある訳であります。ただ、蔵書として現在ある分については、こういうような管理をしていこうということでは分かるんですが、流れとして、直ちに新しい新市に入った場合に新蔵書といえますかね、新しい本を購入するような意向は検討されていく用意があるのかどうか。そのへんについて、どのように議論されたか、ちょっと、おたずねしたいのです。

会 長 私が答えするのがいいのか、どうか。これは、新市になってからのそれぞれの方針だろうと思いますけれど。普通、圖書の充実ということは、教育特に生涯学習の点において、大事なことでありますので、よほどのことがない限りやはり、かなり、新市を充実していくという方向は取られるのではないかなと思います。皆さんのところもそれぞれ非常に予算の厳しい時でも、新しいものは充足なさっていたかと思いますが、そんな流れの合計ですから。他に、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

豊田委員 何度もすいません。1点目は図書館の運営方法でございまして、一志町の欄を見ていただきますと、おわかりいただけると思うんですが、平成14年5月から、広域貸し出しというようなサービスを始めました。久居市さんとか、嬉野町さんの住民も貸し出しを開始というふうに、ここに書いていただいておりますけれども、やはり、折角この作ったサービスでございまして、これにつきましては、やはり、新市になって、こういう広域貸し出しやし、久居市さんは同じあれでございまして、問題はないですが、嬉野町さんなんかの広域貸し出しについては、施策を、継続をして、いってほしいと思っております。それから、開館時間でございまして、先般の久居市さんのポルタ久居にもございましたように、やはり、その地域の特性、また、住民の立場に立った施行ということで、この新市のまちづくり計画の1ページにも地域の個性を大切にしながらというようなことも今回入れていただきました関係もございまして。そういうことで、やはり、この土、日について、やはり、各地域の実情に合わせた開館、閉館時間になるような形にならないのかと。それともう1点は、地方自治法の改正によりまして、こういう図書館の運営につきましても、事業委託が多分に容認になったというふうに聞いております。そういうことで、そういうことを含めて検討をされたのか、どうか。ということもおうかがいをしたいと思います。ちなみに、私も図書館におきましては、先般も町長が申し上げましたんですが、開館時間の延長も現在考慮をしているというのが現状でございまして。また、ちょっと、調べてまいりまし

たんですが、私ども、現在 10 時から 6 時での開館時間でございますが、ここに載せていただいておりますのは、9 時から 17 時で統一ということでございますが、一志町におきましては、土、日の平均的な入館者が 25 人でございます。また、貸し出し冊数も土、日で 1 日に 75 冊程度の貸し出しがございます。そういう面からも、このような各図書館の実態に合わせた開館時間を決めていただきたいと、かように思う次第でございますので、どうか、ご意見をお伺いしたいと思います。

会 長 はい。今の豊田委員さんのご質問、ご意見。お答えいただけますか。

教育文化部 はい。教育文化部会の谷でございます。よろしく願いいたします。広域貸し出しにつきましては、現在、ここにも調整項目で上げさせていただきましたように、今後引き続いて合併後暫くの間、そのまま、やっていこうと。そして、合併後に調整する内容といたしまして、できるだけ、今広域をにらんだ体制でいくような検討をしてみたいというふうに考えております。それから、開館の時間でございますけれども、この 4 号様式ご覧いただきましても、お分かりのように、土、日につきましては、各館、開館時間と閉館時間のばらつきはございますけれども、開けている時間、いわゆるサービス提供時間は、ほぼ皆さん同じでございますので、このへんは新市で統一をしていきたいなということで、事務レベルで調整をさせていただきました。ただ今、一志町さんからお話がございましたように、平日につきましては、やはり、今、現在私ども津市の方では、お勤めの関係とかいうのがありまして、7 時まで開けるとかいう体制を整えておりますので、ご意見いただきましたように、開館時間というか、サービス提供時間をできるだけ、長くするような方向で合併後に調整を図ってみたいというふうに考えておりまして、当然、実態に合わせたかっこうで進めてみたいと思っておりますので、こういう調整で合併にはこんなかっこうで移行させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

会 長 いかがですか。はい、どうぞ。

豊田委員 そうしますと、土、日については、ここの 9 時から 17 時までで統一するという、こういう文言になるわけでしょうか。

会 長 どうぞ。

教育文化部 はい。土、日につきましては、今、現在それぞれの館でサービスを提供している時間が同じでございますので、開館時間と閉館時間をこのように統一して、サービスを提供している時間は同じ時間を確保したい。このように考えております。以上でございます。

会 長 いかがでしょうか。全体の時間は同じだという部会での議論のようですが、ずれてるってことかな。

前山委員 一志町の場合は、ご承知か分かりませんが、お湯に入りにお見えになる方が土、日は非常に多い。その時に、同一敷地内に図書館が開館いたしておりますので、そういった両面からの形が今、非常に多いということが、議長が申し上げておる訳でございます。ちょっと、うちは特殊な例かも分かりませんが、できれば、土、日にお客さんが多いと、そして、利用される方も十分多いと、こういうことでございまして、そういう意味でのご意見がかなりあったと、こういうことであります。

会 長 何か非常に複雑な事情のようですが、あまり、ぎりぎりするようなことでもないと思うけれども。おたくには今西さんが参加されているのかな。教育委員会参事さん。そういうようなご意見もあったんじゃないかな。そして、調整の上だと、私は、部会のあり方は思っているんですけども。いかがでしょうか。

教育文化部 部会の段階で、この時間につきましては、議論というか、ご意見がございませんでした。ただ、安濃町さん、芸濃町さんに、土、日、祭日開館、ここだけは、やっぱり、

地域の実情に合わせて、残して欲しいということで、ここに、調整項目の中に、そのようにさせていただいたんですけども、開館時間についての議論というのは、私どもの部会では議論しておりません。統一した方がいいということでございます。

会 長 これは、公の施設だから、条例に入るのかな。時間がちゃんと。だから、なんと言うか、適当に実情に応じて、という訳にはいかん。

教育文化部会 いきませんね。ですから、多分、その館だけは、何時から何時までというただし書きを書かなきゃいけない。

会 長 書かなきゃいかんね。

前山委員 幹事なり、担当者として参加をしておりました者の弁護をいたしたいと思いますが、実は、先般の議会におきまして、そういったご意見が議会に質問が生まれて、私としましては、現状にあった図書館というものを考えていきたいと思います。職員も増やすということは、なかなか、難しいから。司書にみえる方々によって、若干の、延長ができるかどうかということも、大いに検討していきましようという答弁をいたしました。そのことだからでございますので、多分それまでに、事務的なすり合わせは終わっていたのではないかと、このように思います。

会 長 それじゃ、これ、もういっぺん、返しておきましょう。部会へ。部会の方でやってください。ああ、どうぞ。

豊田委員 同じようなことでございますけども、3 / 4 ページの館外サービスでございますが、やはり、先ほど申し上げましたように、一志町総合対策サービスとして、嬉野町でも、これ総合対策サービス現在やっております。そういうことで、今の、先ほどのお答えでは、これを続けていくというお話でございましたので、これも同様に考えてよろしいのでしょうか。そこらへん、ちょっと、お答えいただきたいなと思います。

会 長 はい。いかが。

教育文化部会 はい。現行のまま、新市に引き継ぐということで調整をしております。以上でございます。

会 長 じゃ、豊田さん。開館時間については、何かちょっといきさつもあるようですから、今度ご報告するというので、皆さん、よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 はい。それでは、一部分そのようにいたしましたけれども、他の項目につきましては、申し上げたような調整案で、ご確認をいただいたとみなしたいと思います。本日の協議事項は以上のとおりでございます。

4 新市まちづくり計画について

会 長 それでは、次に、会議次第の4、新市まちづくり計画についてを議題といたします。前回で、新市まちづくり計画修正原案をご説明をいたしましたので、そのことにつきましての内容、ご意見等をいただけたらと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。今から、この計画についての、ご挨拶でも申し上げましたけれども、主な事業とか財政計画を説明していきますので、また、その時でも、ございましたら、修正原案について、触れていただくというようにして。じゃ、次に進めさせていただきますと思います。今日は、新市まちづくり計画修正原案。第13回の協議会資料を配付させていただいております。この内容につきまして、事務局から説明をさせたいと思いますが、その前に少し基本的な考えにつきまして、私からお話をさせていただきますと思います。いろいろご議論のある大事のことに触れてまいりますの

で、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。主な事業、もちろん案でございますけれども。この書き方ですが、新市の一体性の確保、こういったものに資する事業というんでしょうか、そのための事業というんでしょうか。例えば、広域的な対応が課題とされる事業、ごみ処理施設等々です。それから、今の市町村間を結ぶ道路整備等につきましては、個別的な事業を記載をいたしております。それ以外のものにつきましては、新市におきまして、事業を実施をしていきます際に、なるべく弾力的にも対応できるように、包括的な表現の記載内容になっております。従いまして、合併前の市町村、それぞれ、皆さんのところで、総合計画等をお持ちであり、それに沿って行政をおやりになっていらっしゃるんですけども。そこんところに位置付けられております事業につきましては、今は、申し上げたように包括的な記載ではございますが、また、新市におきまして、新しく、この新市まちづくり計画の方向を向けたり、いろんな角度から議論をされまして総合計画が、新市の総合計画が策定をされることとなります。きっと、そうなるでしょう。その事業実施計画とか、それから、新市の毎年度の予算協議の中、議会の議論等を基にしまして具体的に進められるもの。こんなふうに考えております。それから、財政計画を一応まとめてみました。それで、いろんな、まだ、不確定な項目がございます。なんせ、先々の見込みでございますので、いちいち、議論し出したらきりがないのでですけども。しかし、そこんところで止っておりますは、全体のフレームができませんで、ある程度仮定の条件をひとつひとつ持ちまして全体の計画にした訳です。それで、ひとつ、地方税のうち、都市計画税につきまして、まだ、事務調整が整っておりません。それで、この都市計画税というのは、ご承知のように、都市計画市街化区域について、課税をするということになるんですけども。合併前に課税をしていない地域が久居市、河芸町、香良洲町でございます。法律でも5年間の特例期間はございます。しかし、その特例期間の取り方につきましても、いろいろ議論があるところでございますので。一応この財政計画では、3年間の課税免除を行うというかっこうで仮置きをしておいておりますので、ご承知といたしましうか、そんな形でおいておりますので、ご理解をいただけたらと思います。それから、もうひとつ、歳出の中の人件費がございますが、特に議員報酬につきましても、まだ、事務調整が整っておりませんので。しかし、これも何か数値を入れておかなければなりませんので、それではと思ひまして、2年間は現在の報酬額の合計額、皆さんの市町村の報酬額がそれぞれございますが、それを足したものと、仮置きをして算定をいたしました。こういうものが全体の財政計画の中に入っておりますので、その分が不確かではないかというご意見もあろうかと思ひますけども。これは、やっぱり、やむを得ない調整といたしましうか、総額のまとめ方だと思っております。事務調整が整い次第、こういったものは修正をしていきたいと考えております。それから、財政計画の期間でございますけれども。新市まちづくり計画は、平成17年度から平成26年度、こういう形で10年間、一応はしてございますが、ご承知のように普通交付税の特例措置といたしまして、10年間の算定かえと、その後の5年間の激変緩和措置ということがございますので、特例措置が切れる16年目以降について、どんなように財政が推移していくのかも、ある程度把握しておく必要がございます。そのために、平成36年度までの20年間の財政推移を算定をいたしました。しかし、20年といたしますと、本当に日本の今の社会経済情勢を予測することは非常に困難なことでございますので。現行の経済情勢、それから行財政制度を基本に、一定の前提条件を設定をして、推計をいたしまして大枠を示したということでございますので、20年後の本当に変わるに決まっているような形の推計をいたしました無謀さはあるんですけども、先程申し上げましたように現行のままの形でいって特例措置が切れた16年後はどうなるんかというようなことにも、少し触れてみたいと思ひましたので、お示しをいた

しました。以上のことで、詳細は、私が申し上げたことにも具体的に、それぞれ、次長から触れて説明をさせますので、ひとつ資料を見ながらお聞きをいただけたら、こんなふうと思います。それじゃ、お願いします。

事務局次長から新市まちづくり計画について説明

会 長 　ただ今、ご説明をいたしました。短い時間での説明でございますので、非常に膨大な、それから、具体的なものも含んだ中身でございますので、是非次回までにご検討をいただけたらと思います。次長も何度か申し上げましたけれども、ご承知のように、地方公共団体、歳入の方は、そんなにはかるわけにはまいりません。地方税法でこれこれと決まっておりますから。特別に新しい税をとという部分もありますけれども。この世の中そんなに新しい税を住民の皆さんにお願いする余地が残っておる部分もございません。大体決められたとおりの歳入ということになります。思い切って借金でもしまくれれば別ですけども、そんなことは到底じゃないけれども、健全財政運営の形でございますので。とすれば、人件費なんかを申し上げたようなフレームでそんなに減らせないとか、もっと減らすべきだというふうに仮に動いてきたとしましょう。そうすると、やっぱり調整できるところは、政策的な経費を、いわゆる投資的経費になってくるのではないかなと思います。だから、そういうところは、ひとつの市のこれからの基本的な姿勢といたしまして、扶助費とか、そういったところに重点をおいて、残って投資的経費を考えるか、また、地方公共団体でありますから、先々のことをずっと考えて、まだまだ、都市基盤等も未整備でございますので、そっちに重点をおく、これが議論の切り口になってくると思います。そういうところをざっとこういう形だろうという、今までの皆さん方の財政運営等を念頭におきまして、フレームを作ったということでございますので、そのへんよろしくをお願いをしたいと思います。それでは、ご説明はこれぐらいにいたしまして、まだ、詳細、ご不明な点もいろいろあるかと思えますけれども、是非幹事さんなり担当さんを通じて、事務局のこのフレームの考え方についてお詰めをいただいて、そして、それぞれでの団体の議論をしていただければ、こんなふうと思います。どうぞ、存分にそういった形を通じてのご質疑を叶えていただけたらと思います。それでは、会議次第の5、次回協議会の日程等につきまして、事務局から説明を申し上げます。

5 次回協議会（第14回）について

事務局次長から次回の協議会について報告

日 時 　平成 15 年 11 月 20 日（木）午後 6 時

場 所 　久居市総合福祉会館　3 階　大集会室

協議予定事項

協議第 39 号 財産の取扱いについて

協議第 40 号 各種事務事業の取扱いについて

その他（指定金融機関等）

協議第 41 号 各種事務事業の取扱いについて

その他（契約事務）

会 長 　39 から 41 号につきまして、ご説明を申し上げます。ご質疑がございましたら、お願いをいたします。いかがでございましょうか。財産なんかは、特に基金の積立状況につきまして、いろいろと今までご関心があったところでありますが、今お示し

をいたしました資料に全額入っております。全部で 393 億円ぐらいでありますので、あまり多いとは言えませんが。しかし、14 年度末の基金の状況であります。15 年、16 年とありますので、もっと、皆さんのところで積んでおいていただいたら、いかがでしょうか。これが新市の運用、運営につきましては、本音のところだと思いますが。また、よろしく願いをいたします。それでは、以上で今日の予定は終わります。他に何か、事務局ありましたら、お願いいたします。ございませんか。では、皆さんありがとうございました。いよいよ、大きな項目が出てまいりましたので、本当に、また、それぞれのご事業の他に、煩わすことも多いかと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

平成 15 年 12 月 3 日

署名委員 1号委員 河芸町長

長 谷 川 政 春 印

2号委員 美里村議会市町村合併調査特別委員会委員長

永 田 正 印

3号委員 三重県津地方県民局長

本 多 隆 志 印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。